

『桂林書院 登記小六法 令和7年版』正誤表

以下のとおり誤りがありましたので、お詫びするとともに訂正させていただきます。

■法令等索引1ページの中段左から6行目「供託規則」

【誤】 供託規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2352

【正】 供託規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2532

■総目次18ページの上段左から5行目「供託規則」

【誤】 供託規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2352

【正】 供託規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2532

■本冊590ページ「不動産登記規則」第202条（閲覧の方法）第2項の次に第3項を加える。

【正】 3 登記官は、法第二百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。

■本冊598ページ「不動産登記規則」第228条（調書等の閲覧の方法）第3項

【誤】 3 登記官は、法第二百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。

【正】 3 筆界特定登記官は、法第四百四十一条第一項の規定による調書又は資料の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して筆界特定登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。